

役員及び評議員の選任に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、公益財団法人愛媛県視覚障害者協会定款第19条、第24条、第29条の規定に基づき、公益財団法人愛媛県視覚障害者協会（以下「本協会」という）の評議員及び役員の選任について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 本協会の役員とは理事及び監事をいう。

（役員及び評議員候補者の推薦方法）

第3条 役員及び評議員候補者の推薦方法は、理事会推薦と個人会員による立候補推薦の2種類とする。

2 個人会員の立候補には、理事会推薦候補者を除く個人会員15名の推薦人を必要とする。

（候補者名簿の作成と情報提供）

第4条 評議員会に役員及び評議員候補者を推薦するに当たって会長は、理事候補者名簿、監事候補者名簿、評議員候補者名簿及び候補者の経歴、推薦理由、候補者相互間の関係、他団体との兼職状況に関する情報を評議員長に提出しなければならない。

（役員及び評議員の選任方法）

第5条 役員及び評議員は、評議員会において各候補者ごとに、出席評議員の過半数の賛成を得た者を選任する。

2 役員及び評議員候補者の合計数が定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達した者を選任する。

（役員及び評議員の解任と後任役員及び後任評議員の選任）

第6条 役員及び評議員を定款の定めにより解任する場合、理事及び評議員については出席評議員の2分の1以上の賛成を、監事については3分の2以上の賛成を必要とする。

2 後任役員及び後任評議員の選任については、第3条、第4条、第5条の規定を適用する。

附則

この規程は公益財団法人の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

この規程は平成３０年９月９日から改正施行する。

この規程は平成３１年４月１日から改正施行する。（平成３０年１２月９日理事会決議）

この規程は令和２年４月２７日から改正施行する。（令和２年４月１９日理事会決議）

この規定は令和３年２月２１日から改正施行する。（令和３年２月２１日理事会決議）

この規程は令和３年５月１６日から改正施行する。（令和３年５月１６日理事会決議）

この規程は令和５年１２月１７日から改正施行する。（令和５年１２月１７日理事会決議）

この規程は令和６年３月３日から改正施行する。（令和６年３月３日理事会決議）